

令和6年 第2回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月27日 午後3時00分から午後5時05分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡		政	美
関	根	俊	男
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 田中孝徳 主幹 加藤照樹 主任 岡安育子

開会 午後3時00分

◆局長

それでは、令和6年第2回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日、6名の農地利用最適化推進委員にご出席をいただいております。

では、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

(資料の確認)

では、議事のほうに入らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに第9回、9月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、お願いします。

(事務局修正を話す)

ただいま事務局から第9回の議事録についての修正の説明がありました。何かご意見ございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

第9回の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてですが、私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、14番 鈴木委員、1番 矢島委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件となっております。

番号1、土地の所在 平須賀一丁目〇〇外1筆、地目は田、2筆の合計面積は1,299㎡、譲受人 平須賀二丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 宮代町〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となっております。

本案件は、譲渡人が相続で取得した農地につきまして、相対で譲受人に耕作や維持管理をしてもらっていた土地を、今回双方の話し合いにより正式に所有権を移転することとなったものでございます。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大とさせていただきます。譲受人の耕作面積 8,509.02㎡、家族数 2人、耕作者数 2人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

2月18日に譲受人の〇〇〇〇さん宅に行きお話を伺ってまいりました。これは譲受人、譲渡人2人ともいとお互様になります。

この土地は、〇〇〇〇さんのおばあさんの、〇〇さんと言うのですけれども、その方が亡くなられたときに相続で今回の譲渡人の〇〇〇〇さんのお母さんが相続したものです。3年ほど前にそのお母さん、〇〇〇〇さんが亡くなられてまして、その長男である〇〇〇〇さんが相続しまして今回の譲渡に至ったわけです。

〇〇〇〇さんは現在すし屋さんをやっておりまして、農業は全くやっておらず、実際この土地の耕作は譲受人の〇〇〇〇さんが、お母さんの代に相続したときからずっと耕作しております。今回、譲渡人の〇〇〇〇さんは耕作する意思もありませんし、維持費用もかかるということなので、耕作者の母の実家である〇〇〇〇さん宅に譲渡することになったそうです。

譲受人の〇〇〇〇さんは現在66歳で、60歳で定年退職後、仕事を一部やりながら、田んぼの耕作を妻としている状況です。所有の土地は7反ほどの田んぼと畑があるんですけれども、米作用のトラクター、コンバイン、もみすり機とか乾燥機一通りそろって

おりまして、これからも稲を作っていく意思はあるそうです。今回譲り受けた後は、この土地も含めて耕作していく予定です。

今まで耕作していた土地を譲り受けるということで、しかも相続で渡した土地ということなので、特に問題はないかと思えます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料2の番号2をご覧くださいと存じます。

番号2、土地の所在 神明内字権現前〇〇外1筆、登記地目は田及び畑、現況地目は2筆とも田となっております。面積は合計で2,313㎡、譲受人 平須賀〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神明内〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は、令和5年第9回総会にて皆様にご審議いただきました3条の案件と同じ譲受人と譲渡人の申請となっております。譲渡人が今後の農業経営を少しずつ縮小していくことを希望しているため、譲受人に引き受けていただくことによる申請でございます。このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。譲受人の耕作面積 27,981㎡、家族数 2人、耕作者数 2人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可の要件を満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については、譲受人及び譲渡人が同じということでしたので、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

場所は地図にあるとおりのところで、全農トレーニングセンターの地域には入っていない場所でございます。現地も確認しましたがけれども、きれいに耕されて管理もされてましたし、令和5年9月にご審議いただいてご許可をいただいた後にも、譲受人の〇〇

さんにおいては譲り受けた土地も含めてしっかりと耕作をしていただいております。〇〇さんの息子さんが申請にいらっしゃって、直接お話も聞きましたけれども、先ほどから申し上げているとおり、少しずつ減らしていったということをお考えの中での申請ということでございまして、前回から1年たっておりませんが、事務局としては特に問題はないと考え、今回申請を受けたところでございます。

以上でございます。

◆会長

2番の案件について、何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆推進委員

間が水路敷で、〇〇で〇〇〇〇さん名義の土地に挟まれているんですけども、これは田んぼとしては1枚になっているんですか。

◆事務局

案内図、公図を見ていただき、今回の申請地が〇〇と〇〇ということになっていて、間に挟まっている筆を境に〇〇のほうが若干高いんです。2、30センチくらい高い感じで、実際ここは水路敷で、個人所有ですが、現地に水路は走っておりません。畦のように区切られており、耕作をしている状態ではなく、区切られているような場所でございます。

以上でございます。

◆推進委員

一応、畦ということなので、要は売り買いは当人同士にお任せするということですか。

◆事務局

その通りです。

◆推進委員

分かりました。

◆会長

ほかにもございますか。

◆委員

この土地は〇〇さんが借りて耕作していた土地なんですか。それともほかの方がやっ
ていて、今回の譲り渡しになったんですか。

◆事務局

〇〇さんが直接だったと思います。

◆会長

これは〇〇さんがやっていたのですが、やらなくなって、以前も〇〇さんに譲ったわ

けで、今回も〇〇さんに譲ったというのが今の状態です。

よろしいですか。

◆委員

はい。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

続いて、3番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、3番の説明をさせていただきます。

番号3、土地の所在 惣新田字下沢目木〇〇、地目は田、面積は2,006㎡、譲受人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となっております。

本案件は、譲渡人が本申請地を相続したものの、農業経験もなく、農業をしていくことができないため、譲受人に相談したところ、快く引き受けていただくこととなったための申請でございます。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。譲受人の耕作面積は8,736㎡、家族数 6人、耕作者数 3人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可の要件を満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

譲渡人の〇〇さんには2月18日、電話で話を伺いました。譲受人の〇〇さんには同じく2月18日にご自宅に伺って話を聞いてきました。

譲渡人の〇〇さんですけれども、親から相続した土地ですけれども、親も杉戸に住んでいて、ずっと頼んで作ってもらっていたようです。それで最近作ってもらえなくなったということで管理だけ頼もうかということで、母親も2年前に亡くなって、売り先を探していたということのようです。それで知り合いの紹介で〇〇さんに買ってもらうということになって、売ることになったということです。

〇〇さんですけれども、電気設備店を経営しつつ、夫婦で農業を行っています。繁忙期には息子さんも手伝うということで、水田とサツマイモを作っているということで、サツマイモを5反くらい作っているそうです。全部売り切れるんですかと聞きましたら、アグリパークで全部売りますというふうに言っていました。〇〇さんは杉戸に住んでいますが、ここの田んぼからは2kmくらいなので、申請地を買うことになったということです。トラクターで耕しにきたという話もしていますし、畦も草を焼きに行ったという話もしていましたので、杉戸ですけれども、管理は十分できる方だというふうに思います。

〇〇さんは農業もしっかりとやっている方ですので、特に問題はないと思います。以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

農地法第5条でございます。今回は3件でございます。

番号4、土地の所在 高須賀字岸内〇〇、登記地目は田、現況地目は畑、面積は315㎡、譲受人 中五丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中五丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的は自己用住宅でございます。施設の概要は居宅1棟 68.73㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで2種農地となっております。親子間での使用貸借権の設定となっております。

本申請は、現在、中五丁目に住んでいる住宅が借家であり、老朽化により退去を求められているため、土地所有者、〇〇〇〇さんの子である〇〇さんが住宅を建築するという申請になってございます。

申請地につきまして建築指導課に確認しましたところ、都市計画法第34条第12号の区域であり、譲受人の住宅の建築をすることは可能で、許可の見込みがあるとのことであり、農地転用許可と開発許可は同日となる予定でございます。

資料3の土地利用計画図をご覧ください。

今回は、申請地と道路の間に水路がありますので、水路占用を道路河川課で取得をし

てボックスカルバートの橋を架けまして、出入りをするという計画でございます。

また、生活排水も、接している水路に排水許可を取って排水するという計画になってございます。また、敷地周囲にはコンクリートブロックを内積みする計画となっております。また、隣接する水路や隣の家への影響はありません。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えております。以上でございます。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

去る2月18日に貸出人の〇〇〇〇さん、同居している子でありますけれども、借受人の〇〇〇〇さんにお話を伺ってきました。

この土地は、315㎡で、市街化調整区域の中の、登記簿上は田んぼです、現況は畑でした。地図を見ると分かるんですが、この隣接した南側に家が建っているんですが、これは〇〇〇〇さんの妹さんだそうです。この土地については〇〇〇〇さんの父親が亡くなったときに相続でいただいた土地だそうです。農業をやっておりません。

それから、この土地の利用なんですが、今までアパートで50年くらい、お父さんを入れて3人で同居していたんですけれども、アパートの家主さんから建物が古いのもう解体したいとの申し出があり、それで家を建てることになったそうです。

現地を確認しましたら、畑になっていまして、草も片づけていました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、水路につきましてはボックスカルバートの橋を設置する計画になっていますし、また排水につきましては、水路に接続するという事で、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

4番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、5番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号5、土地の所在 上吉羽字北〇〇、登記地目は田 現況地目は畑、面積は330㎡、譲受人 加須市〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇の連名でございます。譲渡人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇、転用目的は自己用住宅となっております。施設の概要は居宅1棟で69.56㎡、農地区分につきましては、10ha以上の広がり農地ということで1種農地となります。

使用貸借権の設定となっております。

本申請は、さきの令和5年3月総会におきまして皆様にご審議をいただきました農用地区域からの除外案件につきまして、令和5年10月27日付で除外となったことによる農地転用の申請となります。

再度ご説明をさせていただきますと、平成2年に住宅建築のために必要な許可を取得し、造成工事まで完了したところ、申出人が死亡してしまい、住宅建築に至らなかった場所におきまして、土地所有者の子である〇〇〇〇さんが住宅建築を希望しているための申請となります。先ほどもご説明させていただきましたとおり、既に造成工事は完了しているため、建築工事と付随する排水工事をする事となります。

生活排水は道路河川課で道路占用を取得し、申請地の反対側に水路がありまして、道路を横断し、この水路敷地の中に管が埋まっています、南のほうに下っていきますと柵がございます。この柵から管が出ていますので、そこに接続するという事で、道路河川課のほうで道路占用許可と排水許可を取得して排水する計画となっております。

なお、先ほど申し上げたとおり、こちらは1種農地で、建築は原則不許可でございますが、不許可の例外に当たる50m以内で3戸以内の建築物がつながる集落接続というものに該当することにより立地が可能であることを春日部農林振興センターには確認してございます。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この申請につきましては、今事務局より説明がありましたとおり、農用地の除外申請時に審議いただいたもので、除外の許可が下りて今回の申請に至ったものです。

譲渡人の〇〇〇〇さんは現在大工さんをしており、農業は夫婦で5反程度水稲作付をしております。農機具についてはトラクターと田植機を所有しており、収穫については委託しているとのことです。

それから、〇〇〇〇さんは〇〇さんの三女で、現在加須市のアパートに住んでおりま

す。子供が生まれましたので、それを契機に家を建てたく、加須の近隣で探していたんですけれども、条件に合うところが見つからず、〇〇さんに相談したところ、この申請地がよいのではないかとということで自己用住宅を建築したく申請に至ったものです。

申請地は既に擁壁で区切られ、畑として利用されており、他の農地に支障を及ぼすこともなく、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

5番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、5番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

5番の案件は承認されました。

続いて、6番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号6、土地の所在 上高野字本村前〇〇 登記地目は田、現況地目は畑、面積は354㎡、譲受人 大字幸手〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的は駐車場整備のための敷地拡張となります。農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで2種農地となります。

本申請は、令和5年3月総会におきまして委員の皆様にご審議いただき許可となりました、〇〇クリニック駐車場の再拡張の申請になります。

再拡張の理由でございますが、〇〇クリニックでは現在、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症などの同時流行による患者数増加に対応するため、埼玉県医師会からの要請もあり、土日の週末も発熱外来診療を実施しているところであります。発熱外来は、通常の診療とは異なり、他の患者さんへの配慮から、車で来院した患者様におきましては車の中で診察から会計までを済ませる、ドライブスルー方式により対応しているとのことです。これはクリニックの職員の方が防護服を着用し車とクリニックを往来することにより、他の患者様への感染を防ぐものでございます。

この方式では、移動することによる職員の負担が多くなってまいります。患者様や職員にかかる負担をより少なくするためには、クリニックにより近い場所での診察が必要となることから、感染症流行当初より、今回の申請地である〇〇の所有者と交渉をしましてまいりましたが、話がまとまらず、先に令和5年3月申請によりクリニック北側へ敷地を拡張したとのことです。

最近、再度の流行期がきている中、患者数が増加していることもあり、以前から交渉していた今回の申請地所有者と再度交渉したところ、話がまとまり、本申請に至ったとのこと。これにより、今回の土地の許可をいただくことができれば、移動距離も少なくなり、職員の負担も軽減するとのことでした。

なお、申請地には盛土をした後、砂利敷きとし、雨水は自然浸透の計画となっております。また、拡張した敷地においてブロックを積む計画となっております、隣地への影響はないと考えております。

必要書類が添付されておりますので、基準を満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

No.6の図面を見ていただければお分かりになるかと思えます。〇〇クリニックさんの図面があります。左側の上が新しく今度売買される土地になります。

2月20日、〇〇さんにお話を伺いました。実は申請人は息子さんの名前なんですが、現在〇〇さんという方が院長先生でやっているそうです。66歳になるそうです。

土日の診療を行っていて、これは医師会の役員をされているため頼まれて始めたのだそうですが、前回〇〇を駐車場にしまして、そこでやっていたのですが看護師さんがクリニックからぐるっと回っていかなくてはいけないので、今事務局の説明にもありましたとおりで大変なんだそうです。また、病院の後ろや駐車場、土日は道路まで車が並んでしまい、我々も見ていて大変だなというふうに感じていました。こちらの農地を転用できれば、助かるということで、〇〇さんのほうに話をして許可をもらって売買になったということでございます。

〇〇さんは駐車場が整備できれば、混雑した場合でも道路まで車が出たりしないで非常に助かるということで、仕事もやりやすくなるとのことでした。

また、21日に〇〇さんにお伺いいたしまして、農家をやっています、現在も1反くらいが1枚あるだけで、やっていますしやらないそうです。お父さんがしばらく前に亡くなったので、本人と妹さんとそのお子さん、4人で暮らしているそうです。耕運機1台が残っていて田んぼを耕すくらいはできるということでした。宮代の不動産屋から話がありましてここを売買することになったそうです。

農業は、全然やっていますしやなくて、お父さんがやっていたそうですが、亡くなられて、ご本人も少し体が不自由なので大変だと言っておりました。やむを得ないのではないかと思います。

また、今度の売買の土地の左側が葛西用水の水路になっていまして、この土地はなかなか入りづらい土地なので、その辺も考慮したら、皆さんが喜んでくれる売買で特に問題はないと思います。

◆会長

ありがとうございました。

6番の案件につきまして何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料1の議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回は全部で4件となっております。

利用権の設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、期間、貸借料、作物、権利の順で読み上げをさせていただきます。なお、一部省略させていただきます。

番号1、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽 〇〇〇〇、幸手字前〇〇、畑、820㎡、新規1年、作物は野菜、賃貸借権設定、10a当たり1万円。

番号2、平須賀 〇〇〇〇、平須賀一丁目 〇〇〇〇、平須賀字赤木裏〇〇、田、1,083㎡、新規10年、水稻、賃貸借権設定、10a当たり4,000円。

番号3、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、長間 〇〇〇〇、〇〇〇〇、長間〇〇外1筆、田、5,828㎡、新規10年、水稻、賃貸借権設定で、使用料はJA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額となっております。

番号4、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、惣新田 〇〇〇〇、惣新田字上沢目木〇〇、畑、600㎡、新規10年、野菜、こちらは使用貸借権の設定となっておりますので、賃借料の発生はございません。

以上でございます。

◆会長

それでは、まず、1番が権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

貸手の〇〇さんに話を伺いました。更新の申請が遅れてしまい、新規に申請をするということで〇〇さんが来てくれたそうです。去年は耕作しなかったのですが、今年は耕作するということでした。

借手の〇〇さんに話を伺いました。現在耕作している畑は3反くらいだそうです。主に露地野菜で、これからジャガイモなどを植える予定だそうです。今回申請する畑は更新するつもりだったのですが、期限に気づかず、切れてしまったため新規の申請となったものです。特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

番号1について説明していただきました。何か質問等ございますか。

◆委員

新規で契約期間が1年という、ほかに比べると短いんですけれども、この辺の理由は何かございますか。

◆会長

事務局、お願いします。

◆事務局

では、私のほうからご説明させていただきます。

前回の申請書も確認しましたが、同じく1年でやって、1年契約を繰り返しているということでございました。一般的には5年、10年が多いものかなと思ったんですけども、この方はお互いの話で1年という話でずっときているので、あえて今回も延ばすことはなかったそうです。双方納得の上ということでしたので、私のほうもそれ以上聞くことはしませんでした。

以上でございます。

◆局長

補足ですが、野菜を作っているのも、特に5年ずっとやるということではなくて、いろいろな場所を探しており、作物が野菜ということで作付計画も年ごとによって変わってしまうので、1年ずつ借りているということだと思います。

◆会長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2番及び3番が八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を

伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

2番について申し上げます。

本件は新規申請となっておりますが、実態は更新のようなものと思っています。期間満了となります現在の利用権の貸付人は本件貸付人の夫ですが、2年前に亡くなっております。そのためこの土地を相続した〇〇さんが新たに利用権の設定をするということで、更新ではなく、新規としたのかなと考えています。

この土地は〇〇さんのお宅からは遠いため、昔から〇〇さんに貸しておりまして、今月末をもって利用権の期間が満了となるため、引き続きお願いするというものです。

借受人の〇〇さんは大型機械を所有し、大規模に稲作経営を行っている方であり、この件については特に問題はないと思います。

3番目について申し上げます。

本件は新規申請となります。貸付人の〇〇さん夫妻は夫が78歳、妻が71歳です。去年までご夫婦で1町6反の稲作を行ってきましたが、体力的にきつくなってきたことから、規模を縮小するため、同じ長間地区の〇〇さんに声をかけたところ引き受けてくれるということだったので、埼玉県農林公社を通してお願いすることにしたそうです。残りの1町は、機械も全てそろっており、できなくなるまでは続けていきたいとのことでした。

本件については特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

2番、3番について、説明していただきました。

何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4番が吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

4番についてご説明します。

2月25日、新規耕作者の〇〇さんにお話を聞いてきました。本件の土地は、以前近くの方が畑ですから耕作していただいていたのですが、高齢のため耕作ができなくなり、土地が戻ってきましたので、貸主の〇〇さんが誰かいないか探したところ、近くの〇〇

〇〇さんが耕作してくれることになりましたので、中間管理機構を通して賃借するものであります。権利の種類につきましては新規10年、使用賃借となっています。

特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

4番の案件について、説明をしていただきました。

何か質問はございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について、承認するというところでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、議案第4号をご覧ください。

先ほども利用権のご説明がありましたが、再度私のほうから説明させていただきます。

先ほどと同じく権利の設定を受ける者、所在、地目、面積、権利の種類、期間、賃借料、作物の順で読み上げをさせていただきます。

番号1、長間 〇〇〇〇、長間〇〇外1筆、田、5,828㎡、賃貸借権設定、10年、水稲、JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額となっております。

番号2、惣新田 〇〇〇〇、惣新田字上沢目木〇〇、畑、600㎡、使用賃借権設定、10年、野菜、こちらは先ほど申し上げたとおり、使用賃借権となっておりますので、使用料等は発生してございません。

番号1の〇〇さんにおきましては、長間地区において大規模に稲作を中心に農業を営んでいるため、今回の土地を合わせてやっていくことに特に問題はないと考えております。

番号2の〇〇さんにおきましては、今回の申請地の隣の土地も現在お持ちで耕作をしているので、こちらも合わせて耕作していくことに問題はないと考えております。

以上でございます。

◆会長

ありがとうございました。

何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見については、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号については終了します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局お願いします。

◆事務局

それでは、資料1、報告第1号をご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用5条の届出5件について報告する)

◆会長

それでは、議事が終了しましたので、局長にお返ししたいと思います。

ありがとうございました。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5その他に移らせていただきます。

事務局からの事務連絡になります。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長代理お願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後5時05分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年7月22日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 鈴 木 栄

署名委員 矢 島 清 春